

**北本市一般廃棄物処理基本計画
第4次計画 改訂版 案
(北本市食品ロス削減推進計画)**

平成29(2017)年3月 策定

令和4(2022)年6月 改訂

北 本 市

一般廃棄物処理基本計画

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定及び改訂の趣旨.....	1
第2節 計画の対象地域.....	3
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画の位置付け.....	4
第5節 広域的取組の推進.....	5
第2章 北本市の概況.....	6
第1節 自然環境.....	6
第2節 社会環境.....	9
第3章 ごみ処理基本計画.....	24
第1節 ごみ処理の現状と課題.....	24
第2節 ごみ処理の基本方針と目標.....	43
第4章 食品ロス削減推進計画.....	45
第1節 食品ロスの現状と課題.....	45
第2節 食品ロス削減推進計画の基本方針と目標.....	47
第3節 食品ロス削減推進計画の施策.....	49
第5章 計画の推進.....	50
第1節 進行管理.....	50
第2節 北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）での目標達成に向けた取り組み... 50	50

※ 生活排水処理基本計画は別に定めています

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定及び改訂の趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。現代生活を支えている経済社会活動は、我々に物資的豊かさや利便性をもたらしてくれる反面、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による天然資源の枯渇の懸念や自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

また、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、令和元年の台風第 19 号に伴う、大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。

こうした経済社会状況を背景として、国においては、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」などを掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針を打ち出しています。

このほか平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は急速に浸透し、国内でも食品ロスや海洋プラスチック問題等への取組を加速させるようになりました。令和 2 年には 2050 年カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、今後は脱炭素社会への転換が期待されています。

埼玉県（以下「県」という。）においては、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、「廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進」「災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理」「少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物処理体制の維持」などを重点施策とした取組を推進しています。

北本市（以下「本市」という。）では、平成 29 年 3 月に令和 7 年度を目標年度とする「北本市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画）」を、平成 31 年に 4 月に「災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理事業に取り組んできました。もやせるごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分に関しては、本市、鴻巣市、吉見町から構成される埼玉中部環境保全組合（以下「環境保全組合」という。）が担っていることから、環境保全組合を中心とした連携が必要です。施設の老朽化が進んでいることから、同組合による新たなごみ処理施設建設を進めます。

「北本市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画）」の策定から 5 年が経過しており、この間の

取組を評価しつつ廃棄物処理事業に係る経済社会情勢、国の法制度や県の関連計画、さらに本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市におけるごみ処理及び生活排水処理の基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的として、「北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画・改訂版）」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

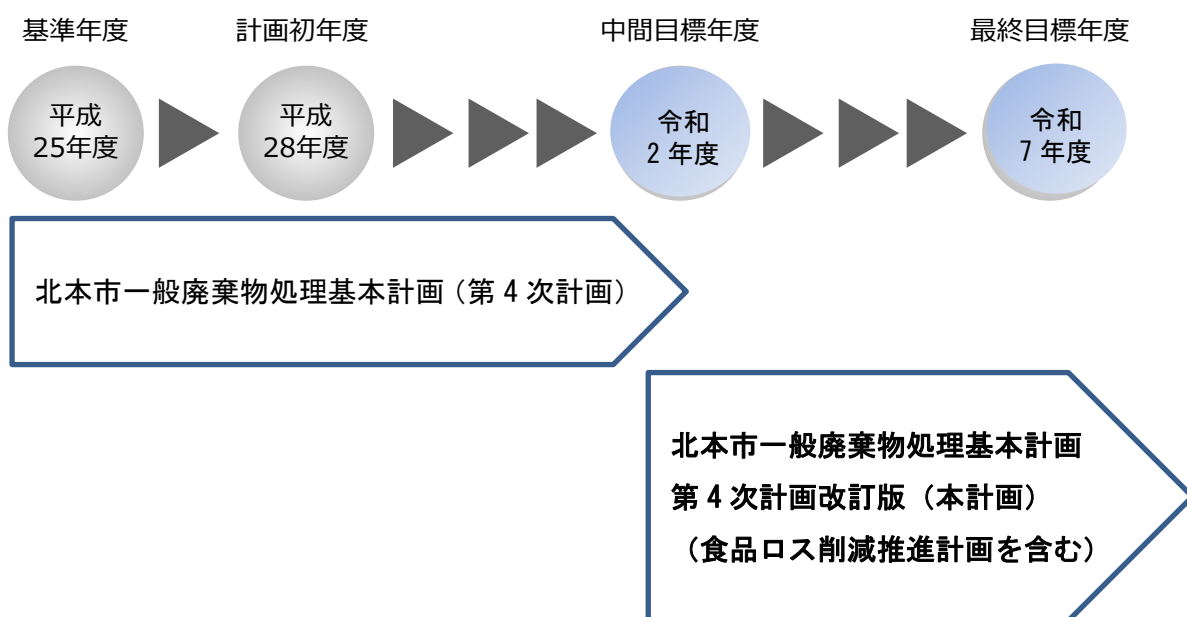
なお「北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）」の一部たる「北本市生活排水処理基本計画」については上位計画の変更に伴い令和2年3月に全面改訂したことから、今回の改訂からは除外することとします。また、持続可能なまちづくりを進めるにあたり、本市においてもSDGsの視点を取り入れることとしたため、新たに「北本市食品ロス削減推進計画」を策定することとしました。

第2節 計画の対象地域

本計画の主たる対象は、本市の住民、本市に事業所を置く事業者、市外からの訪問者、本市の行政で、対象地域は、本市全域となります。また、県、環境保全組合及びその構成市町（鴻巣市、吉見町）、北本地区衛生組合（以下「衛生組合」という。）及びその構成市町（鴻巣市、久喜市、吉見町）、委託先民間業者及びその関係市町村なども対象となります。

第3節 計画期間

北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）は、平成25年度を基準年度とし、平成28年度を計画初年度、5年目の令和2年度を中間目標年度、令和7年度を最終目標年度とした10年間の計画期間とします。本計画は、計画策定から5年後の令和2年度を基準とした見直しを行ったものです。ほか、本計画の策定に関する諸条件に大きな変動があった場合には適宜見直しを行います。



第4節 計画の位置付け

本計画の位置付け及び他の計画との関係を図 1-1 に示します。

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」を踏まえ、本市の総合振興計画、環境基本計画と整合性を図っています。

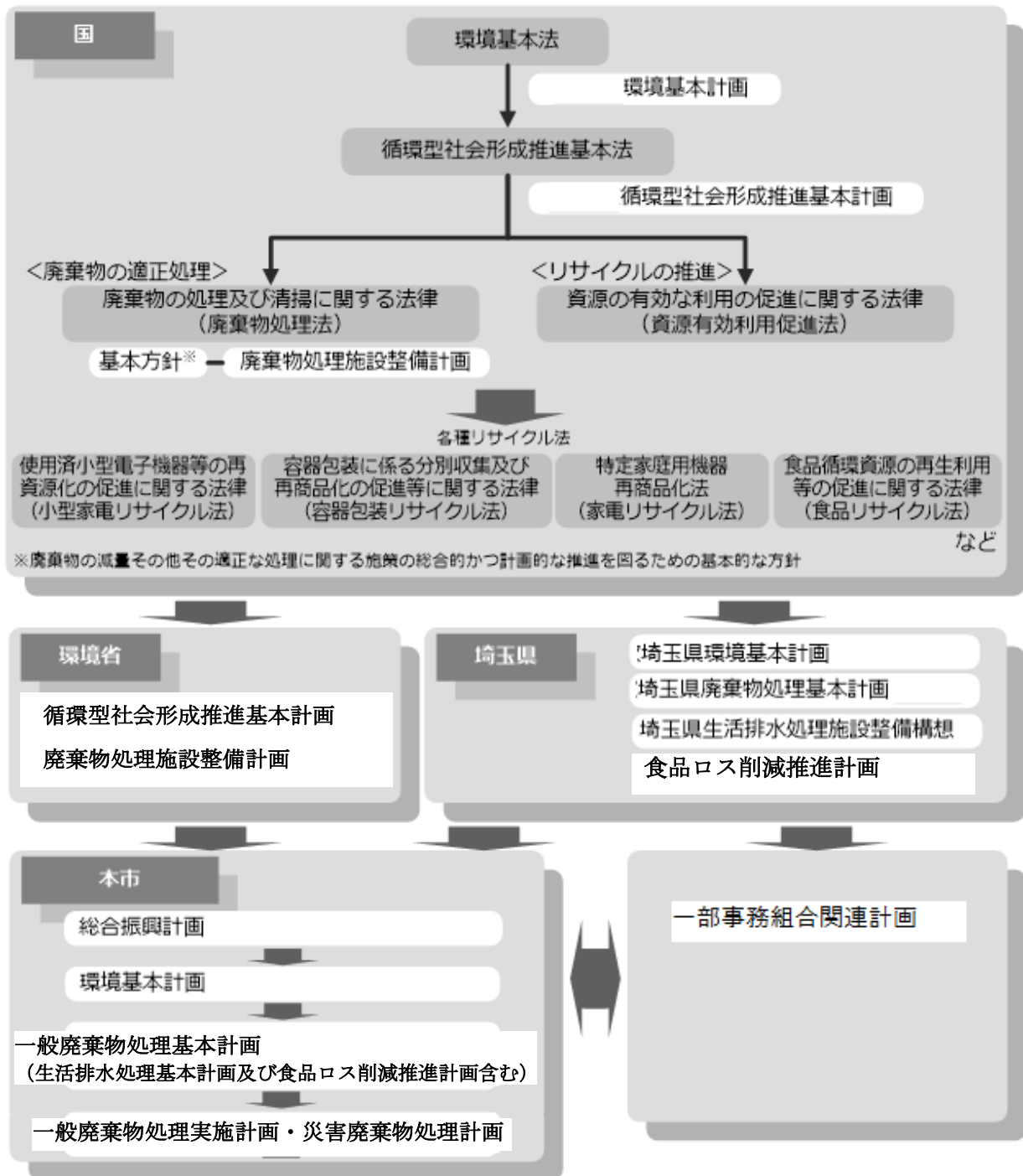


図 1-1 本計画の位置付け

第5節 広域的取組の推進

1 ごみ

本市から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、吉見町、鴻巣市の鴻巣地域及び川里地域から排出される可燃ごみ及び粗大ごみと併せて、昭和 59 年 3 月から稼働している環境保全組合の埼玉中部環境センター（処理能力 240t/24h）において広域処理しています。

なお、埼玉中部環境センターは、稼働後 38 年が経過し、早急に新たなごみ処理施設の建設が必要です。その際は、広域処理するごみの種類が増える可能性があります。

2 し尿

本市から排出されるし尿は、本市、鴻巣市、久喜市及び吉見町の 3 市 1 町で構成される衛生組合のクリーンセンターあさひ（処理能力 136kL/日）において広域処理しています。なお、同施設は、稼働開始から 25 年が経過しています。

令和 6 年に同組合から久喜市が脱退し、宮代町が加入する予定があり、現在法律に基づく協議及び手続きを進めています。

第2章 北本市の概況

第1節 自然環境

1 位置

本市は、県のほぼ中央部に位置し、北および東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み川島町、吉見町に隣接しており、東西 5.8 km、南北 5.3 km、面積 19.82 km² となっています。



図 2-1 本市の位置

2 地勢

本市では、多くは安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地の北西端部にあり、西側には荒川が、東側には赤堀川、元荒川が流れています。また、標高は、台地の高いところで27m 近くありますが、荒川沿いには0m に近い低地が広がっています。

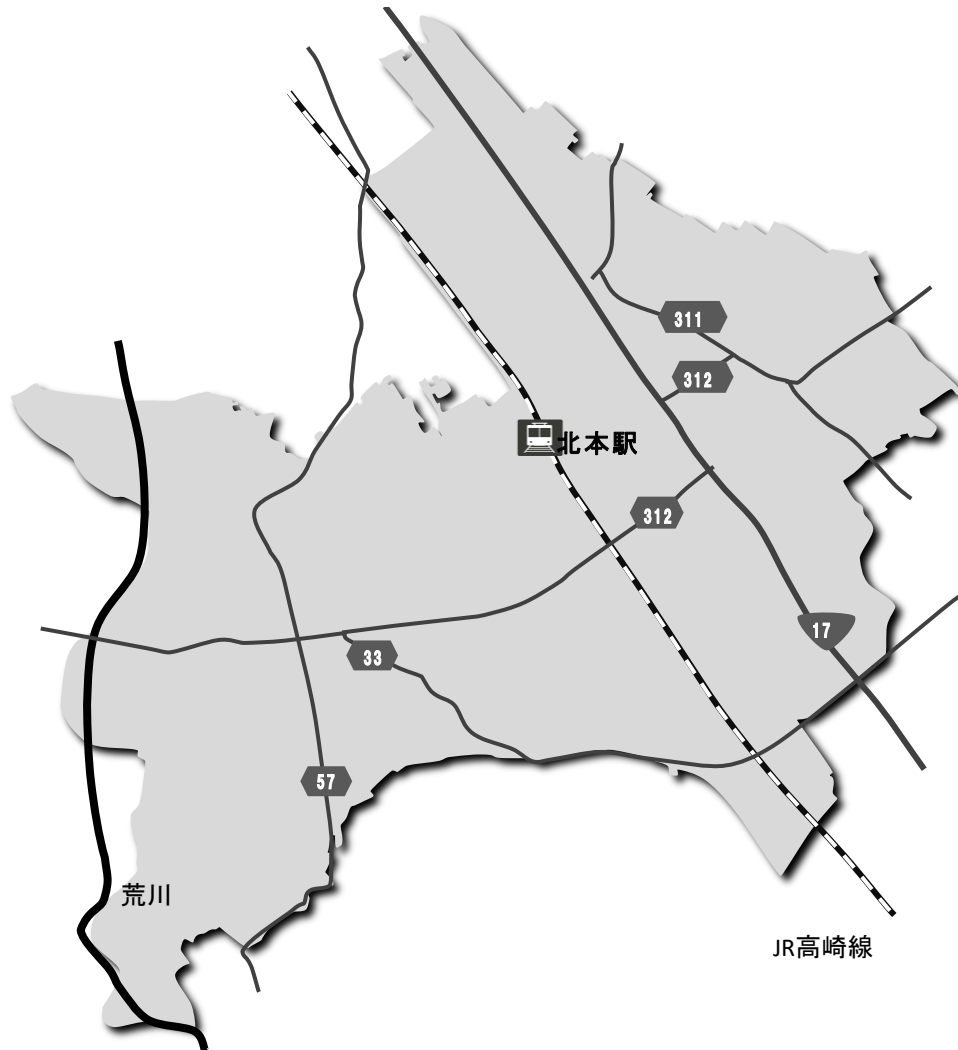
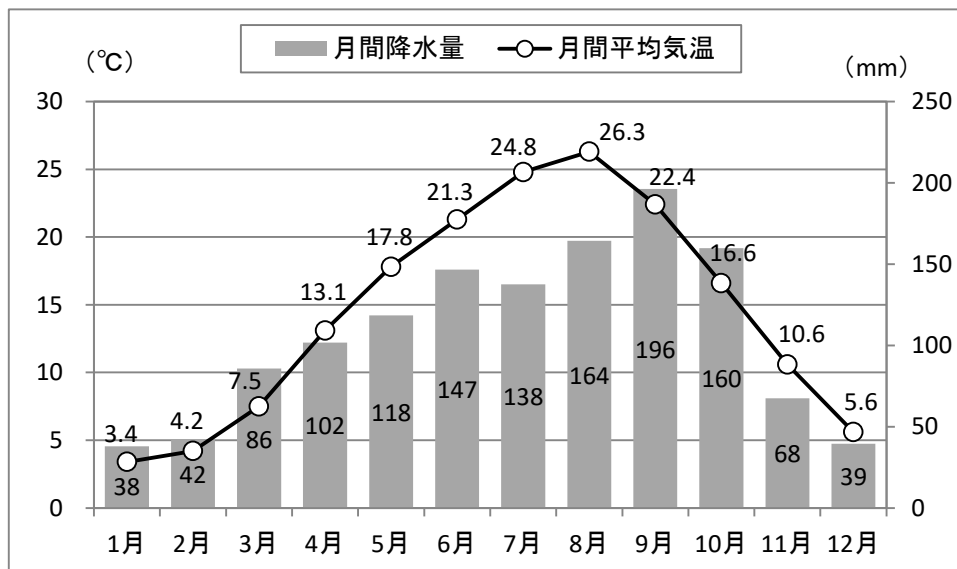


図 2-2 本市の河川

3 気候

本市における月間降水量（1981年から2010年の30年間平均）は、一番少ない月（1月）が38mm、一番多い月（9月）は196mm、年間降水量は1,298mmとなっています。

また、月間平均気温（1981年から2010年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が3.4℃、一番高い月（8月）は26.3℃、年間平均約14.5℃で比較的過ごしやすい気候といえます。



注) 出典：久喜観測所（1981～2010年の30年間平均）

図 2-3 本市の気候（30年間平均）

第2節 社会環境

1 人口及び世帯数の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、過去 15 年間で、微減傾向にあります。平成 16 年の人口は 71,137 人でしたが、令和 2 年には 66,097 人となり、5,040 人（7.1%）減少しています。

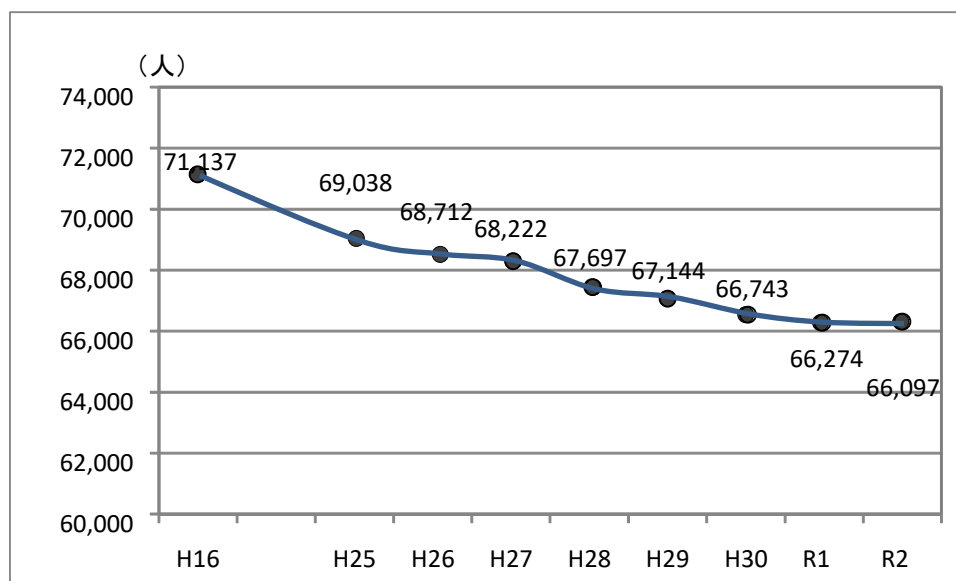
表 2-1 人口の推移

	H16	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口	71,137	69,038	68,712	68,222	67,697	67,144	66,743	66,274	66,097

注) 1. 出典：平成 16 年；住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 25～令和 2 年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

図 2-4 人口の推移



(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、過去 15 年間、増加傾向にあります。平成 16 年の世帯数は、25,960 世帯でしたが、令和 2 年度には 29,566 世帯となり、3,606 世帯（13.9%）増加しています。

また、1 世帯当たりの人数は減少傾向にあります。平成 16 年では 2.74 人でしたが、令和 2 年には 2.24 人となり、0.50 人（18.2%）減少しています。

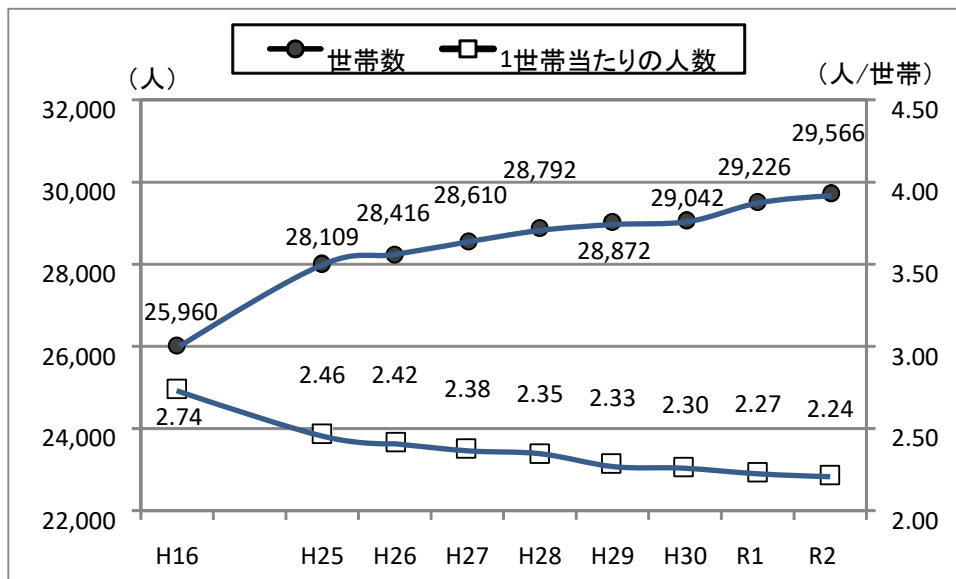
表 2-2 世帯数の推移

	H16	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
世帯数	25,960	28,109	28,416	28,610	28,792	28,872	29,042	29,226	29,566
1世帯当たりの人数	2.74	2.46	2.42	2.38	2.35	2.33	2.30	2.27	2.24

注) 1. 出典：平成 16 年；住民基本台帳世帯数及び外国人登録世帯数（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 25～令和 2 年；住民基本台帳世帯数（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

図 2-5 世帯数及び 1 世帯当たりの人数の推移



(3) 年齢別（5歳階級）人口の分布

本市の年齢別人口は、男性及び女性ともに65～69歳が最も多くなっています。

男性と女性を合わせた15歳未満の割合は11.4%、15歳以上65歳未満の割合は60.3%、65歳以上の割合が28.3%となっています。

表 2-3 年齢別（5歳階級）人口の分布

年齢区分	男性	女性	合計	年齢区分	男性	女性	合計
0～4歳	1,021	1,065	2,086	55～59歳	2,104	2,097	4,201
5～9歳	1,342	1,240	2,582	60～64歳	2,379	2,504	4,883
10～14歳	1,510	1,512	3,022	65～69歳	2,824	3,092	5,916
15～19歳	1,662	1,459	3,121	70～74歳	2,482	2,661	5,143
20～24歳	1,638	1,554	3,192	75～79歳	1,886	1,945	3,831
25～29歳	1,647	1,612	3,259	80～84歳	1,057	1,276	2,333
30～34歳	1,749	1,703	3,452	85～89歳	441	743	1,184
35～39歳	2,094	1,928	4,022	90～94歳	125	353	478
40～44歳	2,738	2,675	5,413	95～99歳	20	106	126
45～49歳	2,476	2,317	4,793	100歳以上	2	15	17
50～54歳	2,078	2,196	4,274	合計	33,275	34,053	67,328

注) 1. 出典：平成27年国勢調査

注) 2. 年齢不詳を除く。

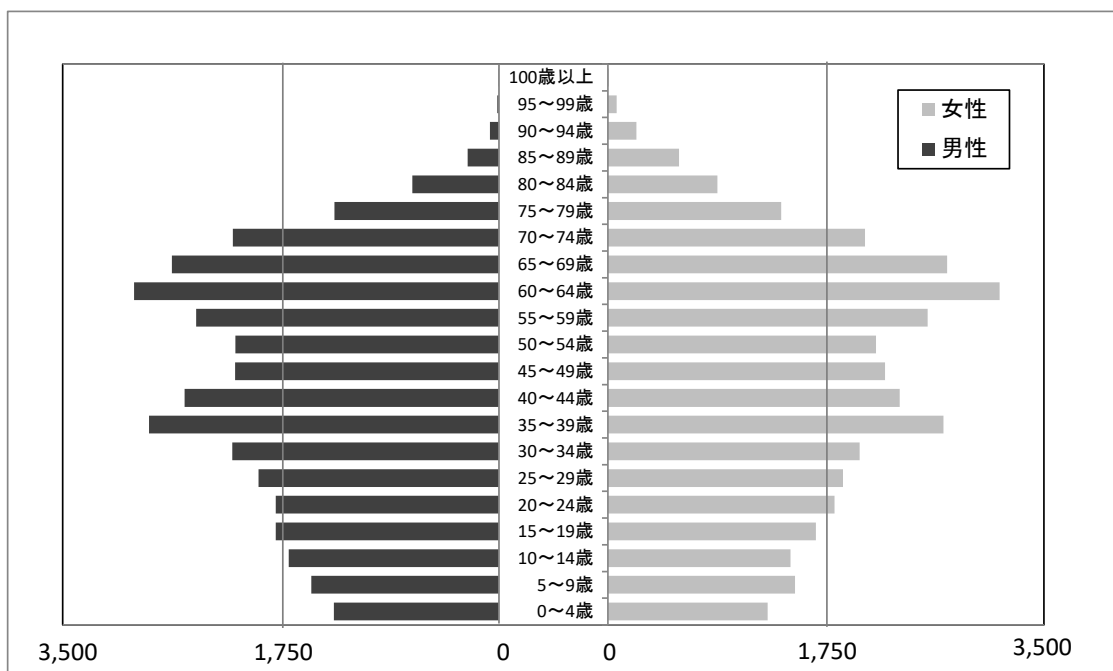


図 2-6 年齢別（5歳階級）人口の分布

2 産業の動向

(1) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数は、平成 24 年から平成 26 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の事業所数は 2,053 事業所でしたが、平成 24 年の事業所数は 1,900 事業所となり、153 事業所（7.5%）減少しています。

また、本市の従業者数は、平成 13 年から平成 26 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の従業者数は、19,065 人でしたが、平成 28 年の従業者数は 19,609 人となり 544 人（2.8%）増加しています。

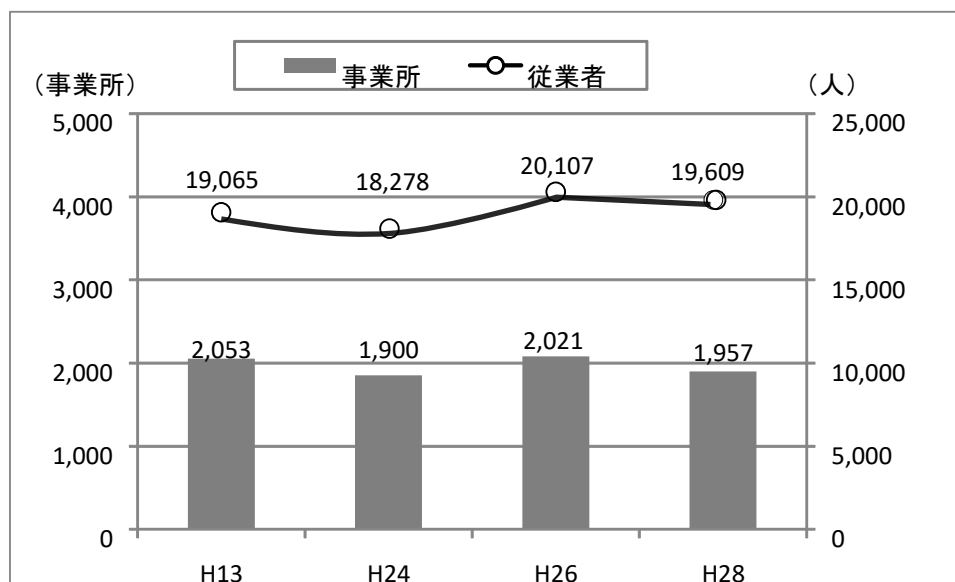
表 2-4 事業所数及び従業者数の推移

	H13	H24	H26	H28
事業所（事業所）	2,053	1,900	2,021	1,957
従業者（人）	19,065	18,278	20,107	19,609

注) 1. 平成 26 年は経済センサス-基礎調査、平成 24・28 年は経済センサス-活動調査による集計。

注) 2,平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在。

図 2-7 事業所数及び従業者数の推移



(2) 事業所及び従業者の業種別割合

本市における平成 28 年の事業所数は 1,957 事業所となっています。

業種別割合をみると、「卸売業,小売業」が最も多く 24.3%、次いで「生活関連サービス業,娯楽業」が 11.9%、「宿泊業,飲食サービス業」が 11.7%の順となっています。

また、平成 28 年の従業者数は 19,609 人となっており、業種別割合をみると、「卸売業,小売業」が最も多く 23.7%、次いで「製造業」が 19.4%、「医療,福祉」が 17.1%となっています。

表 2-5 事業所及び従業者の業種別割合（平成 28 年）

	事業所数（事業所）		従業員（人）	
	事業所数	割合	従業員数	割合
農業・林業	4	0.2%	34	0.2%
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	200	10.2%	1,140	5.8%
製造業	158	8.1%	3,806	19.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
情報通信業	11	0.6%	33	0.2%
運輸業・郵便業	23	1.2%	567	2.9%
卸売業・小売業	475	24.3%	4,656	23.7%
金融・保険業	27	1.4%	399	2.0%
不動産業・物品賃貸業	139	7.1%	499	2.5%
学術研究・専門・技術サービス業	70	3.6%	271	1.4%
宿泊業・飲食サービス業	228	11.7%	2,342	11.9%
生活関連サービス業,娯楽業	233	11.9%	1,171	6.0%
教育,学習支援	87	4.4%	645	3.3%
医療・福祉	200	10.2%	3,345	17.1%
複合サービス事業	7	0.4%	42	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）	95	4.9%	659	3.4%
合計	1957	100.0%	19609	100.0%

注1) 出典：北本市の統計

注2) 平成 26 年は経済センサス-基礎調査、平成 24・28 年は経済センサス-活動調査による集計。

注3) 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在。

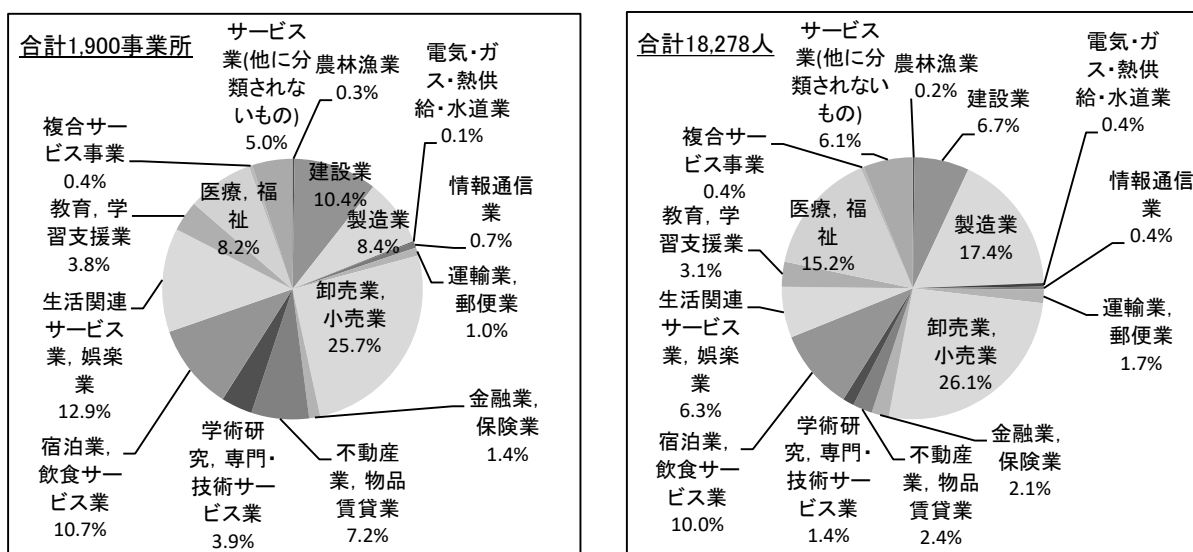


図 2-9 事業所及び従業者の業種別割合（平成 28 年）

3 交通の状況

鉄道交通は、市の中心部を JR 高崎線が南北に走り、北本駅から上野駅まで約 45 分で結ばれています。

道路交通は、国道 17 号及び中山道が本市中央部を南北に縦断しています。また、首都圏中央連絡自動車道が本市の南側を東西に横断し、国道 17 号を挟む東西に桶川加納 IC 及び桶川北本 IC が開設され、平成 27 年 10 月には県内区域全線で開通し、東名自動車道や関越自動車道、東北自動車道に直結しています。

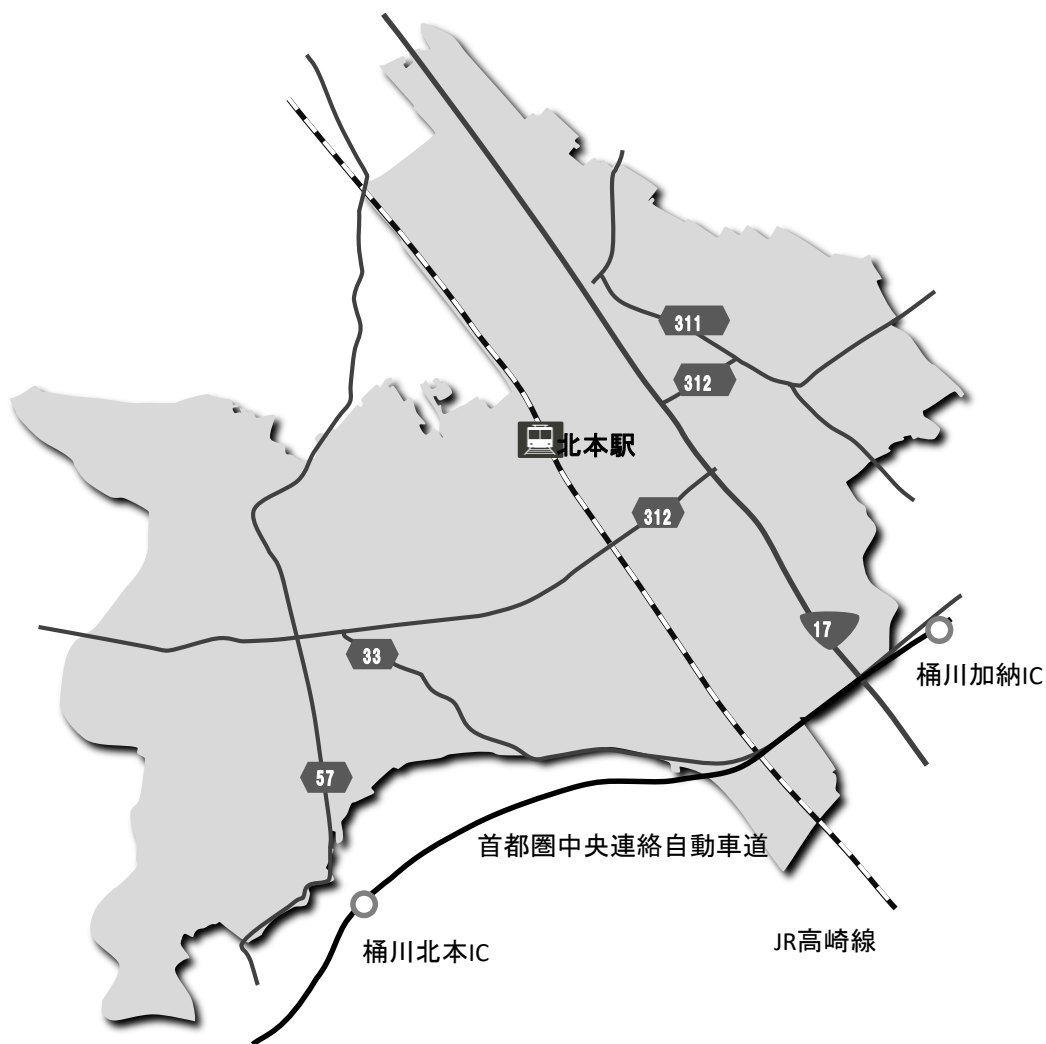


図 2-10 本市の交通状況

4 土地利用の状況

本市の土地利用は、宅地が最も多く 43.3%となっており、次いで畑が 24.8%、その他が 18.8%となっています。

表 2-6 土地利用状況

	面積 (ha)	割合
田	59.2	3.0%
畑	491.5	24.8%
宅地	858.3	43.3%
池沼	-	-
山林	69.7	3.5%
原野	1.4	0.1%
雑種地	129.4	6.5%
その他	372.5	18.8%
合計	1982.0	100.0%

注) 出典：北本の統計（令和2年1月1日現在）

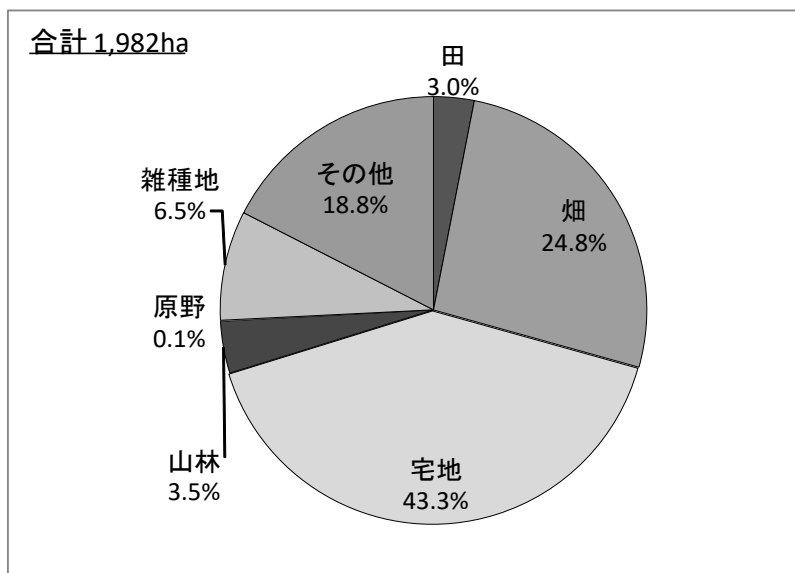


図 2-11 土地利用状況

5 国、県及び本市における関連計画

(1) 国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会づくりの形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性を示しています。

また、平成 30 年 6 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、気候変動や災害対策の強化及び地域の自主性や創意工夫を活かした廃棄物処理施設を整備することなどを示しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組					
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 					
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 	
循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 					

将来像

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	49	（+102%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18	（+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47	（+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	13	（▲77%）

（ ）内は2000年度比

国の取組

持続可能な社会づくりとの統合的な取組					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 					
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属（都市鉱山の活用） ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 	
循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用） ○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン） 					

廃棄物処理施設整備計画 別添2
(平成30年6月19日閣議決定)

廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。
- 2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。

廃棄物処理施設整備計画の構成

基本的理念	(1) 基本原則に基づいた3Rの推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標 <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみのリサイクル率：21%→27% ■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数： 2017年度の水準（20年分）を維持 ■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 19%→21% ■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46% ■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：5.3%→7.0% ■ 合併処理浄化槽の基数割合：6.2%→7.6% ■ 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量： 5万t-CO2→12万t-CO2
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（1/3）

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ● 分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。
(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等</u>、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ● <u>地方公共団体及び民間事業者との連携</u>による施設能力の有効活用や施設間の連携、<u>他のインフラとの連携</u>など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。 ● 地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や<u>老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進</u>する。また、<u>浄化槽台帳を活用</u>して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。
(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等</u>に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ● 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、<u>地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定</u>する。 ● 家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（2/3）

(4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。
(5) 災害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。 ● 災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。
(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、<u>廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供</u>等を行う。 ● 地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などとの連携を進める。

5

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（3/3）

(7) 地域住民等の理解と協力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得よう努める。 ● 日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。
(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

(2) 県の計画

県では、生活様式や事業活動のあり方を見直し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

ごみに関しては、より一層の廃棄物排出抑制を求めるほか、社会的に影響が大きく、新たに生じた「食品ロスの削減」「プラスチック資源の循環的利用の推進」「廃棄物処理の持つエネルギーの有効利用」を重要課題として位置付けました。また「廃棄物の適正処理」「資源の循環利用の推進」「災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理」「少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物処理体制の構築」を引き続き基本方針としています。

廃棄物処理施設の広域化・集約化に係る計画において本市は、ごみ処理広域ブロック21に指定されており、広域化を図ることにより施設の集約化が進むものと考えられる地域とされています。

また、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを受け、令和3年3月に「埼玉県食品ロス削減推進計画」を策定しています。

将来像

県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

基本方針

- 1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を促進する。
- 2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。
- 3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。
- 4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物適正処理体制を維持する。

施策

- 1 3Rの推進
 - ・ リデュース・リユースの推進
 - ・ 廃棄物の再生利用の推進
 - ・ 廃棄物エネルギー等の有効活用
 - ・ 県による率先行動
- 2 廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導
 - ・ 不法投棄防止対策等の徹底
 - ・ 有害廃棄物等の適正処理
 - ・ 安全・安心な最終処分場の運営・研究
- 3 災害発生時等のレジリエンス強化
 - ・ 災害廃棄物処理等への体制強化
 - ・ 施設の活用と処理能力の確保
- 4 持続可能な廃棄物処理の推進
 - ・ 市町村の取組による推進
 - ・ 事業者の取組による推進

重要課題

社会的に影響が大きく、新たに生じた次の3点を重要課題として位置付ける。

- 食品ロスの削減
- プラスチック資源の循環的利用の推進
- 廃棄物処理の持つエネルギーの有効利用

数値目標

一般廃棄物の数値目標（令和7年度時点）

- 県民1人1日あたりの家庭ごみ排出量を440g/人日に削減（H30年度比16%減）
- 県民1人1日あたりの最終処分量を28g/人日に削減（H30年度比18%減）
- 事業系ごみ排出量を451千tに削減
- 再生利用率（リサイクル率）33.6%に増加（H30年度比9.7%増）

数値目標

食品ロスの数値目標（令和7年度時点）

- 県全体の食品ロスを240千トンに削減（H30年度比9.8%減）

取組

- 家庭から生じる食品ロスの削減
- 事業活動に伴い生じる食品ロスの削減
- 食品の有効活用の促進

(3) 本市の計画

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、総合振興計画を策定しています。

また、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に第二次北本市環境基本計画を策定しています。ごみに関しては、「廃棄物の減量とリサイクルの推進」及び「循環型ごみ処理方法の推進」に取り組むものとし、生活排水に関しては、「水の清浄さの維持」として、公共下水道や合併処理浄化槽による生活雑排水の処理を推進するものとしています。

第五次北本市総合振興計画（平成28年12月）

計画期間

基本構想：平成28年度から 令和7年度

将来都市像

「緑にかこまれた健康な文化都市
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

本計画の関連分野の施策

「環境に優しいまちづくり」

■基本事業の構成

- ・地球温暖化対策の推進
- ・4 Rの推進
- ・環境衛生の推進
- ・浄化槽放流水の水質改善

第二次北本市環境基本計画（平成29年3月）

計画期間

平成28年度から 令和7年度（10年間）

望ましい環境像

「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」

本計画の関連分野の取組

資源やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしを創るまち

- ・4 R（特にリデュース・リフューズ・リユース）の普及と推進
- ・ごみ排出量の削減と資源化の推進
- ・循環型社会形成推進基本法の推進
- ・廃棄物の広域処理の推進
- ・不法投棄防止・環境美化の推進
- ・水の清浄さの推進
- ・環境情報の整備充実と発信・提供

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、以下のとおりです。

家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」と呼びます。家庭ごみは大きく、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源」に分類されます。なお、家庭から排出されるごみの量を「家庭ごみ排出量」と呼びますが、「資源」を含む集計方法と、除く集計方法の2種類があります。

また、オフィス、商店及び農業など事業活動により発生する一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。本計画で取り扱う事業系ごみは埼玉中部環境センターで受け入れ可能なごみ種で大きく「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」に分類されます。

これらの「家庭ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」をあわせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

ごみ 排 出 量	家庭ごみ
	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源 ・粗大ごみ
	事業系ごみ
	・可燃ごみ ・粗大ごみ

図 3-1 本計画において使用する用語の定義

2 ごみ処理体制

本市における主なごみ処理体制を図 3-2 に示します。

可燃ごみは、埼玉中部環境センターにおいて焼却処理しています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

不燃ごみは、北本市一般廃棄物一時保管場に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。委託先の民間処理業者は、金属等の資源物を選別した後、非金属残さをまとめて中間処理（熱回収）後、焼却灰はセメント原料として資源化しています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設において破砕・選別処理を行っています。選別後の金属等は、有価売却（リサイクル）しています。また、選別後の可燃残さは、同センターの焼却施設において焼却処理しています。

資源として分別回収されるビン・缶・紙類・布類などは、北本リサイクル事業協同組合に委託し、有価売却（リサイクル）しています。

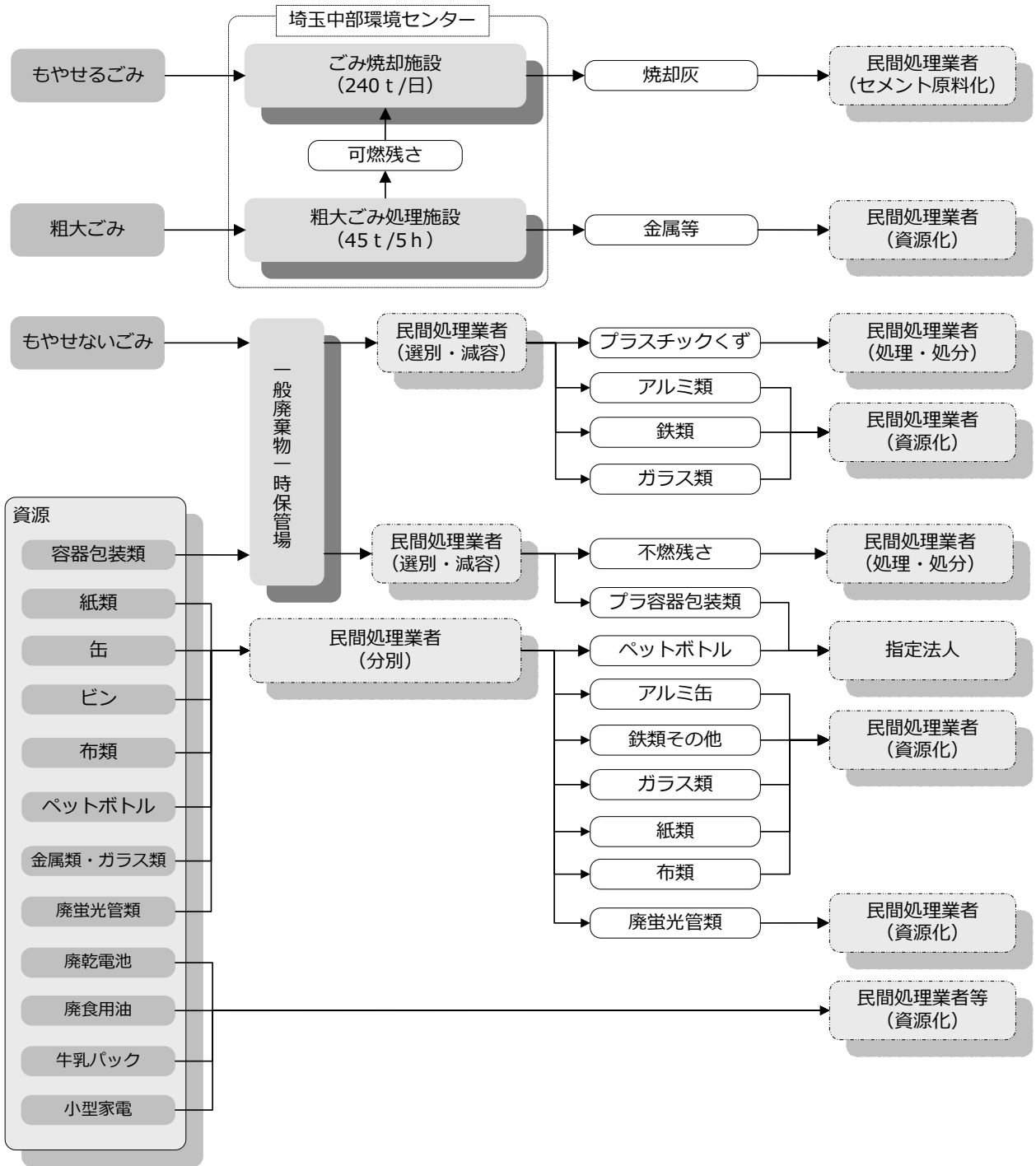


図 3-2 本市における主なごみ処理体制（令和 2 年度）

3 収集・運搬システム

(1) 分別区分

ごみの分別区分を表 3-1 に示します。

家庭ごみの分別は大きく、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、資源に分けられ、資源の細分類は、容器包装類、紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル、金属類、ガラス類、廃乾電池、牛乳パック、廃食用油、廃蛍光管類、小型家電となっています。なお、本計画において、可燃ごみ及び不燃ごみは、それぞれ「もやせるごみ」、「もやせないごみ」を指します。

表 3-1 分別区分

分別区分		主なごみの種類
もやせるごみ		生ごみ、紙くず、布くず、木くず（草花・植木類）、おむつ（汚物は除く）
もやせないごみ		ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類（リサイクルに適さないプラスチック製容器包装を含む）、革製品、その他（ボウリングのボール等）
粗大ごみ		家具類、寝具類、家電製品（小型家電に該当しないもの）、敷物類、その他（自転車、ベビーカー、厚手の服など）
資源	容器包装類	プラスチック製容器包装
	紙類	新聞紙（チラシ含む）、ダンボール、雑誌・書籍・雑紙
	缶	アルミ缶・スチール缶
	ビン	透明なビン、有色ビン、リターナブルびん
	布類	衣類等（汚れたものは除く）
	ペットボトル	飲料用でリサイクルマークの表示があるもの
	金属類・ガラス類	分別かごに排出
	廃乾電池	リチウムイオン電池含む、分別かご・専用回収箱に排出
	牛乳パック	専用回収箱に排出
	廃食用油	専用回収箱に排出
	廃蛍光管・水銀使用製品	蛍光管（直管・丸管）で割れていないもの、水銀使用製品（体温計・温度計・血圧計）
	小型家電	専用回収箱に排出
収集しないごみ		事業系一般廃棄物、産業廃棄物（建築廃材等）、一時多量ごみ（引越し・大掃除などによる多量のごみ）
処理できないごみ		産業廃棄物（あわせ産廃として処理を認めたものを除く）、感染性のあるごみ、注射針等の鋭利な在宅医療廃棄物、爆発のおそれがあるものや有害物質（中身の入ったスプレー缶・ガスボンベ・消火器等）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）対象物、焼却灰、その他（石、土、砂、雪等）

(2) 家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法

家庭ごみの排出方法、収集方法及び収集頻度を表 3-2 に示します。

可燃ごみは、指定ごみ袋（指定レジ袋含む）を用いるか、枝木などは指定の長さに切り揃えたうえで束ねて家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、原則週に 2 回となっています。

不燃ごみは、可燃ごみと同様、指定ごみ袋を用いて、家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、月に 2 回となっています。

粗大ごみは、戸別収集か自己搬入の方法で排出します。どちらの場合も北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、手数料を徴収しています。

資源は、種類により排出方法、収集方法、収集頻度が異なります（表 3-2 参照）。

プラスチック製容器包装は「容器包装（資源）類」として、指定ごみ袋を用いて、家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、原則週に 1 回となっています。

その他の資源（紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル、金属・ガラス類）は、資源回収集積所に排出しますが、袋の指定はありません。収集頻度は、月に 2 回となっています。廃蛍光管類も資源回収集積所に排出しますが、年に 3 回の排出日が指定されています。乾電池、牛乳パック、廃食用油及び小型家電は、市内の指定された拠点で回収されています。一時多量ごみ（引っ越しごみ、遺品整理ごみ、大掃除ごみ）は他の利用者の利用を妨げるおそれがあるので、家庭ごみ集積所に排出することを禁じています。これらは自己搬入あるいは収集運搬許可業者に引き取りを依頼します。

事業系ごみは、収集運搬許可業者による収集と事業者自身による自己搬入を行っています。

表 3-2 家庭ごみの排出方法、収集方法及び収集頻度

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度
もやせるごみ	指定袋に入れて排出	家庭ごみ集積所回収または自己搬入	2回/週・随時
もやせないごみ	指定袋に入れて排出	家庭ごみ集積所回収	2回/月
粗大ごみ	—	戸別収集または自己搬入	随時
資源	容器包装類	指定袋に入れて排出	家庭ごみ集積所回収
	紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌）	—	資源回収集積所回収
	缶	分別かごに排出	資源回収集積所回収
	ビン	分別かごに排出	資源回収集積所回収
	布類	—	資源回収集積所回収
	ペットボトル	分別かごに排出	資源回収集積所回収
	金属類・ガラス類	分別かごに排出	資源回収集積所回収
	廃乾電池	分別かご・専用回収箱に排出	資源回収集積所回収・拠点回収
	牛乳パック	専用回収箱に排出	拠点回収
	廃食用油	専用回収箱に排出	拠点回収
	廃蛍光管・水銀使用製品	分別かごに排出	資源回収集積所回収
	小型家電	専用回収箱に排出	拠点回収・宅配便回収

4 中間処理及び最終処分システム

(1) 施設の概要

可燃ごみは、環境保全組合の埼玉中部環境センターごみ焼却施設で処理しています。同施設は、稼働から38年以上が経過しており、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。ごみ焼却施設と同様、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

不燃ごみ及び容器包装類は、市内の一時保管施設に搬入しています。同施設は、不燃ごみ及び容器包装類の積み替え保管場所として使用しています。

表 3-3 ごみ焼却施設の概要

施設名	埼玉中部環境センターごみ焼却施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
施設種類	ごみ焼却施設
処理能力	240 t / 日 (80 t / 日 × 3 炉)
処理対象廃棄物	可燃ごみ
開始年月日	昭和59年3月
処理方式	全連続燃焼式機械炉

表 3-4 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
施設種類	粗大ごみ処理施設
処理能力	45 t / 5 h
処理対象廃棄物	粗大ごみ
開始年月日	昭和59年9月
処理方式	破碎・選別処理等

表 3-5 一時保管場の概要

施設名	北本市一般廃棄物一時保管場
管理者	北本市
所在地	北本市中丸8丁目322番地1
施設種類	一時保管施設

(2) 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

埼玉中部環境センターにおける焼却処理量及び焼却残さ量は、ほぼ横ばいとなっています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-6 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

単位：t／年					
	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理量	42,546	40,209	43,503	41,318	41,027
焼却残さ量	4,518	4,009	4,381	4,154	4,282

注) 焼却処理量及び焼却残さ量は埼玉中部環境センターに搬入された全量を計上している。

注) H28～R2 は小川地区衛生組合、H28～R1 は大里広域市町村圏組合、H30 は川島町、R1 は東松山市の可燃ごみ受託処理量を含む

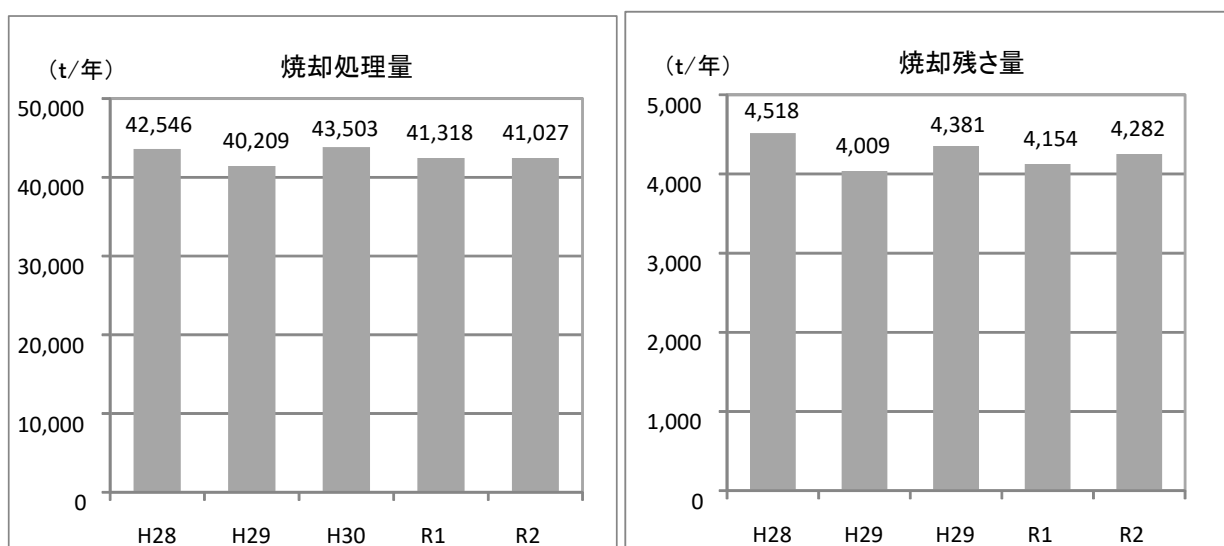


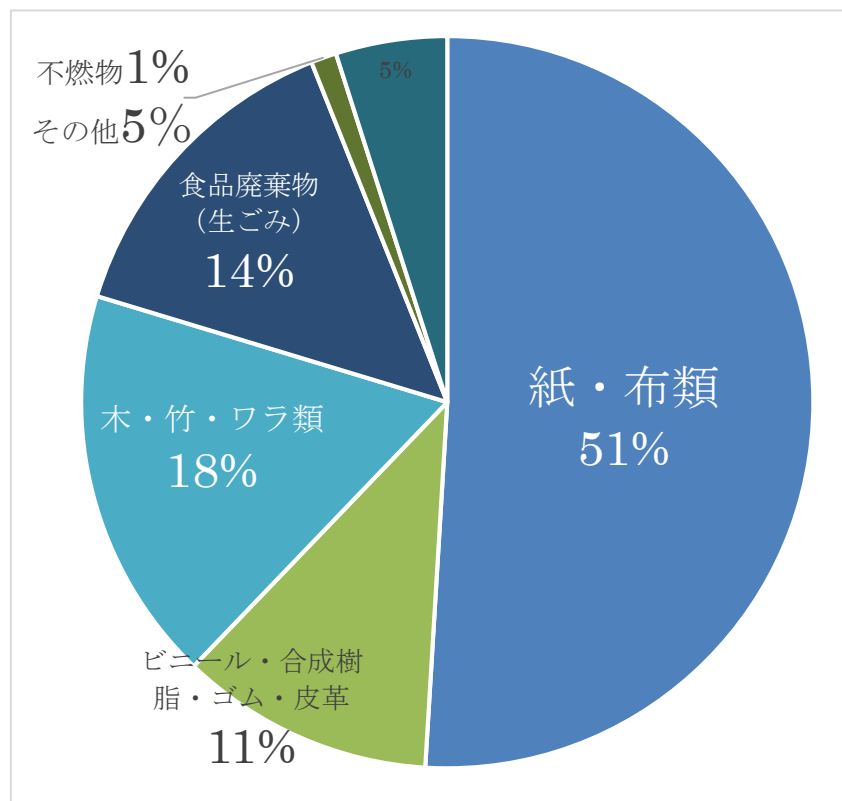
図 3-3 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

(3) 焼却ごみの組成

埼玉中部環境センターにおいて、令和2年度に調査した焼却ごみの組成を図3-4に示します。

埼玉中部環境センターでは、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域、本市及び吉見町から排出される可燃ごみ等进行处理していますが、紙・布類の割合が最も大きく51%、次いで木・竹・ワラ類が18%となっています。

図3-4 焼却ごみの組成



注) 出典：「埼玉中部環境センターの概要（令和2年度）」乾ベースでの数字となる。

(4) 粗大ごみ破碎処理量の推移

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。

破碎処理量は、平成 21 年度が 526 t、平成 25 年度には 576 t となり、50 t (9.5%) 増加、令和 2 年度には 666 t となり、140 t (26.6%) 増加しています。粗大ごみの増加は世帯数の増加と比例関係があると考えられます。なお、破碎処理後の可燃残さは、同センター焼却施設で焼却処理していますが、金属などの資源物は、民間処理業者において資源化しています。

表 3-7 粗大ごみ破碎処理量の推移

単位：t/年

	H28	H29	H30	R1	R2
破碎処理量	477	509	539	597	666

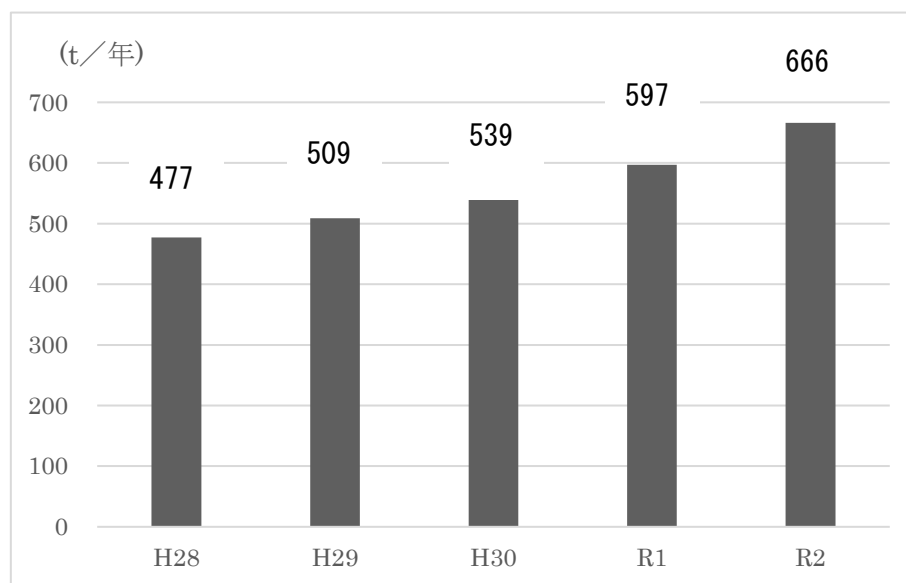


図 3-5 破碎処理量の推移

5 ごみの減量化・資源化システム

本市では、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、減量化・資源化を推進しています。

(1) 生ごみの減量化及び資源化

家庭及から排出される生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器（コンポスト）や電気式生ごみ処理機購入に対して助成を行っています。また、学校及び学校給食施設から排出される生ごみの資源化を一部で実施するなど、生ごみの減量化及び堆肥化による資源化を推進しています。

また、より簡易に導入できるダンボールコンポストの普及啓発活動や生ごみの水切り推進に努めています。

(2) 資源回収の促進

ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、缶、ビン、紙類、布類及びペットボトルを分別して排出している自治会に対し、その回収量に応じて資源回収奨励金を支給しています。近年、小売店店頭での資源回収事業市民に対しては資源物を極力ごみから分別するよう周知しています。

また、市は新たに資源化できる資源物についての情報を収集し、必要に応じて分別を実施します。

(3) 市民団体等への支援

ごみ減量化とリサイクル活動の推進を目的とする市民団体等の活動に対し、助成等の支援を行い、ごみの減量化や再資源化活動を推進しています。

(4) 事業者の支援

ごみ減量化とリサイクル活動の推進をする事業者（小売業者等）の取組を後押ししています。

6 ごみ排出量の推移

(1) 年間排出量

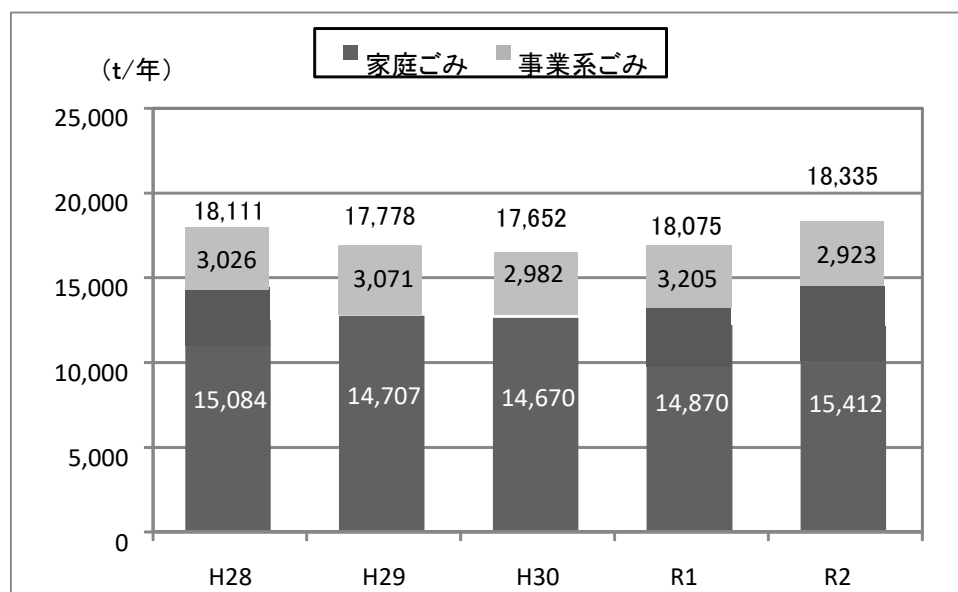
ごみ排出量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少しましたが、令和元年度以降は増加傾向にあります。

家庭ごみは、平成 25 年度には 16,504t ですが、令和 2 年度には 15,412t となり、1,092t (6.6%) 減少しています。事業系ごみは、平成 25 年度には 3,758t ですが、令和 2 年度には 2,923t となり、835t (22.2%) 減少しています。

表 3-8 ごみ排出量の推移

			単位 (t/年)				
			H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ	可燃ごみ		10,162	10,001	10,048	10,005	10,191
	不燃ごみ		1,401	1,369	1,381	1,554	1,744
	粗大ごみ		374	389	419	465	525
	資源(※)		3,147	2,948	2,822	2,846	2,952
	計	a	15,084	14,707	14,670	14,870	15,412
	(資源を除く)		11,937	11,759	11,848	12,024	12,460
事業系ごみ	可燃ごみ		2,924	2,951	2,862	3,073	2,782
	粗大ごみ		102	120	120	132	141
	計	b	3,026	3,071	2,982	3,205	2,923
合計	ごみ排出量	a+b	18,111	17,778	17,652	18,075	18,335

注) 出典：行政報告書及び埼玉中部環境センターの概要



(2) 一人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を人口で割った一人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度は804gでしたが、平成30年度は757gとなり47g(5.8%)減少しました。しかし、令和元年度から増加に転じ、令和2年度には812gとなり8g(1.5%)の増加となりました。

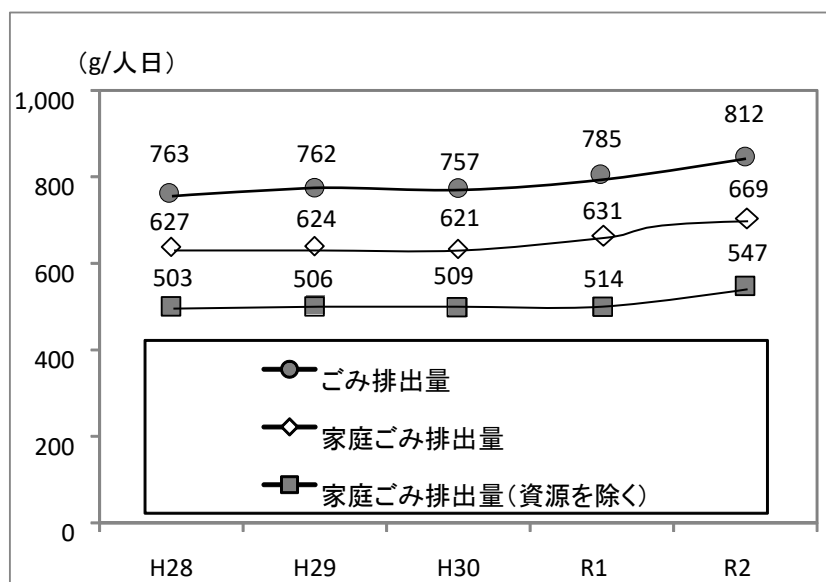
家庭ごみ排出量は、平成25年度は655gでしたが、平成30年度は621gとなり34g(5.1%)減少しました。しかし、令和元年度から増加に転じ、令和2年度には669gとなり48g(7.3%)の増加となりました。資源を除いた家庭ごみ排出量は、平成25年度は510gでしたが、令和2年度には547gとなり37g(7.3%)増加しています。

ごみ量増加の要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変更(在宅勤務、食事の持ち帰り等)などが考えられます。

表 3-9 一人1日当たりのごみ排出量

単位：g／人日					
	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ排出量	763	762	757	785	812
家庭ごみ排出量	627	624	621	631	669
家庭ごみ排出量(資源を除く)	503	506	509	514	547

図 3-7 一人1日当たりのごみ排出量



7 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、平成 28 年度から令和 2 年度においては、7～8 億円前後で推移しています。

また、市民一人当たりの経費でみると、平成 28 年度から令和 2 年度において、11,800～13,900 円の間で推移し、令和 2 年度では 12,500 円となっています。

排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため粗大ごみなど一部のごみで有料化を実施しています。

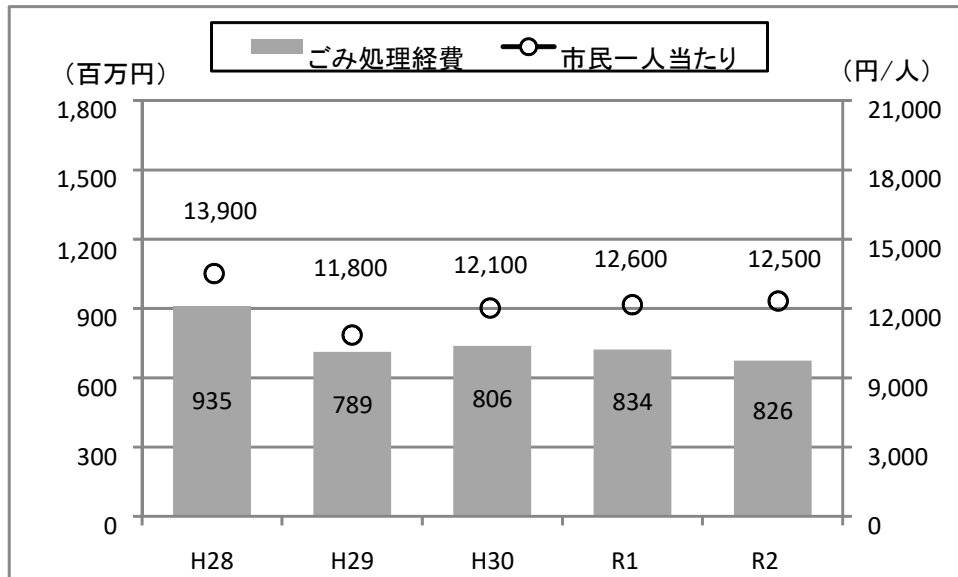
表 3-10 ごみ処理経費及び市民一人当たりの経費

単位：g／人日					
	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ処理経費（百万円）	935	789	806	834	826
市民一人当たり（円／人）	13,900	11,800	12,100	12,600	12,500

注) 1. 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注) 2. 組合負担金及び新ごみ処理施設建設積立金含む。

図 3-8 ごみ処理経費及び市民一人当たりの経費



8 人口及びごみ排出量の将来予測

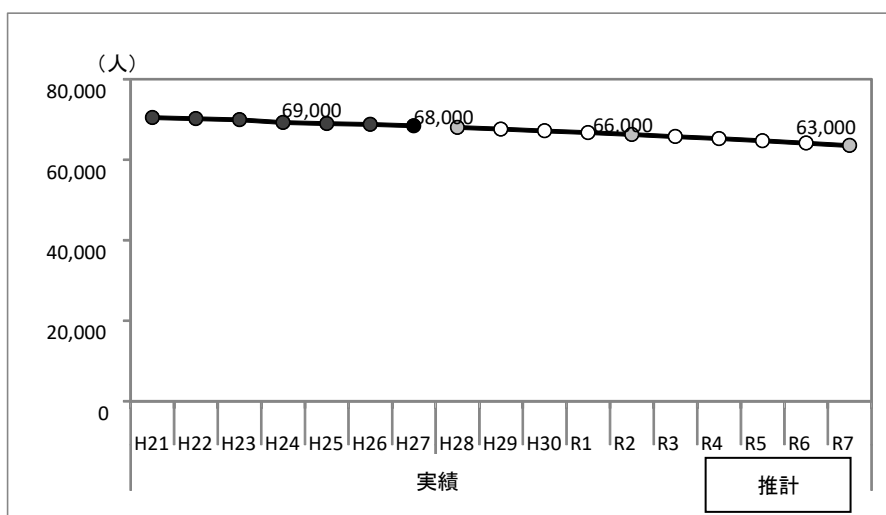
(1) 人口の将来予測

本市の将来人口は、今後ゆるやかな減少傾向を示し、計画初年度の平成 28 年度では 68,000 人で、中間目標年度の令和 2 年度は 66,000 人、最終目標年度の令和 7 年度では 63,000 人としています。令和 2 年度の人口は 65,920 人でほぼ予測通りの推移を示しています。

	基準年度 (平成25年度)	計画初年度 (平成28年度)	中間目標年度 (令和2年度)	最終目標年度 (令和7年度)	(H25比)
	人口	69,000	68,000	66,000	63,000

表 3-11 人口の将来予測

図 3-9 人口の将来予測



注) 1. 出典：平成 21～23 年度；住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 24～25 年度；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

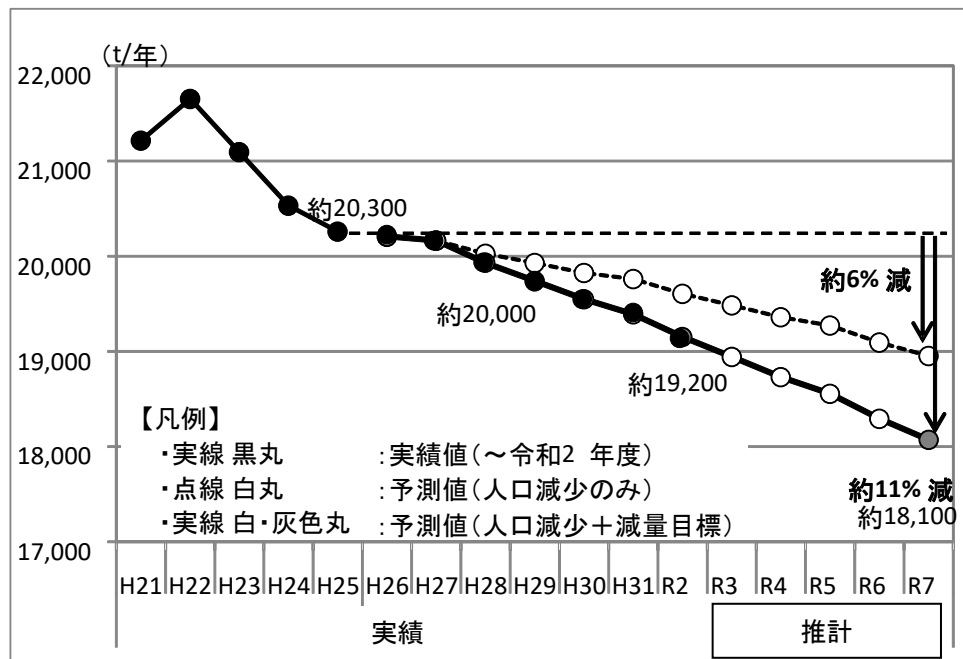
注) 3. 出典：平成 26～37 年度；第五次北本市総合振興計画基本構想（各年 4 月 1 日現在）

(2) ごみ排出量の将来予測

現状のまま推移した場合のごみ排出量は、平成 25 年度の約 20,300 t に対し、計画初年度の平成 28 年度では約 20,000 t、中間目標年度の令和 2 年度では約 19,500 t（約 4%減少）、最終目標年度の令和 7 年度では約 19,000 t（約 6%減少）と予測しました。

実際の数値は平成 28 年度では 18,111 t（約 11%減少）、中間目標年度の令和 2 年度では 18,335 t（約 10%減少）と予測を上回るごみ減量を達成しています。特に大きく減量しているのは事業系ごみで、家庭ごみは減少しているものの、市民一人当たりのごみ量は増加傾向にあります。これは、人口減少と世帯数増加が同時進行していることなどが理由と考えられます。

図 3-10 ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）



9 施策の進捗状況

(1) 第4次計画における数値目標の達成状況

第4次計画で設定した中間目標値（令和2年度）における達成状況を表3-12、図3-11に示します。

表3-12 第4次計画中間目標値の達成状況

	中間目標値 (R2)	実績 (R2)
目標値① 市民一人1日当たりのごみ排出量 （すべての家庭ごみと、搬入された事業系ごみの和） ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています	792 g	812 g 目標値 未達成
目標値② 市民一人1日当たりの資源化物を除く家庭ごみの排出量 （家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物を除いた粗大ごみの和） 発生抑制だけでなく、分別の取組も評価する指標となっています	490 g	547 g [※] 目標値 未達成
目標値③ 市内の事業系ごみ排出量 （事業系のもやせるごみ） 環境保全組合が受け入れている事業系ごみの減量化を評価する指標となっています	3,664 t	3,450 t 目標値 達成

※目標値②における実績は、粗大ごみ中の資源化物を含む。

図3-11 第4次計画中間目標値の達成状況

目標値① 一人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度時点では令和7年度の目標値を達成していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変更などの要因でごみ排出量は増加に転じ、令和2年度時点で目標値は未達成となりました。目標達成までには**あと20gの減量が必要です**。

目標値② 一人1日当たりの資源を除く家庭ごみの排出量は、現時点では令和7年度の目標値に達しておらず、目標達成までには**あと57gの減量が必要です**。

目標値③ 事業系ごみ排出量は、現時点で令和7年度の目標値を達成しています。

10 ごみ処理の課題及びそれに対する施策

(1) ごみの減量化・資源化の課題

ごみ排出量は、減少傾向にあり、県の平均と比較しても少ない水準にあります。循環型社会の形成に向けて、継続したごみ減量化への取組が必要です。

①家庭ごみ

本市の家庭ごみ総排出量は本計画の予測及び県の削減目標を上回っています。また、リサイクル率も令和元年度の時点で31.0%に達しており、県平均の23.7%を大きく上回っています。

しかし、本計画で削減目標として設定した家庭ごみの一人1日当たりの排出量は増加傾向にあり、令和2年度の時点で第4次計画の中間目標値を達成できませんでした。原因として、人口減少と世帯数増加が同時進行していること及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変更（在宅勤務、食事の持ち帰り等）などが考えられます。引き続き、資源回収の利用促進や、生ごみたい肥化への助成を通じて、ごみから資源物を分別しリサイクルします。

また、令和2年7月から全国でレジ袋の原則有料化がされたことで、ごみ減量化の意識のより一層の高まりが期待できます。市ではマイバッグ持参運動やごみ袋としても使える市指定レジ袋の普及を行います。

②事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、減少傾向にあり、第4次計画の中間目標値を達成していますが、排出者責任の原則に則り、今後も継続して減量化に努めることが必要です。

また、家庭系ごみへの事業系ごみの混入などの不適正排出を防ぐため「事業系ごみ適正排出ガイドブック」を新たに作成し、事業者の排出者責任の周知徹底を引き続き推進します。

(2) 収集・運搬の課題

一般家庭や事業者には、廃棄物処理法及び本市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。本市においては家庭ごみ・資源類分別マニュアル、ごみカレンダー（日本語以外に英語、中国語、韓国語、ポルトガル語版あり）、スマートフォン向けごみ分別アプリケーションで、排出方法や時間を周知しています。今後も、市民に分かりやすいごみ処理ルールの周知について検討します。

①適正排出の推進

市は排出時における適正な分別を推進します。ごみのなかには適正に排出されないことで生活環境の保全上問題になることや、中間処理施設に深刻な影響を与えるものがありま

す。プラスチック、水銀使用製品、リチウムイオン電池等がこれにあたり、特に適正排出が求められます。

とりわけ、プラスチックは適正に処理されず、ポイ捨て等をされることで水路・河川を通じて海洋に至り「海洋プラスチックごみ」になることが大きな環境問題として注目されています。市は広報等を通じて市民に対しプラスチックの適正排出を促し、市民の美化運動などの活動を支援します。

②高齢化社会への対応

高齢社会に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみの分別や排出が困難な世帯への対応するため「高齢者等のごみ出し支援制度」を導入しました。今後は制度を必要とする人への周知、説明を行います。

(3) 中間処分の課題

現在、本市の可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っている埼玉中部環境センターは施設の老朽化が著しいことから、新たな施設を整備することが必要です。新たな施設を整備するまでの期間は、現在の施設において適正な処理を継続すること及び民間事業者へ処理を委託することが必要です。

(4) 最終処分の課題

現在、焼却残さは民間事業者へ委託してセメント原料として資源化を行っています。本市では最終処分場を有しておらず、環境保全組合の管理する最終処分場（鴻巣市内）も現在は埋め立てを終了して管理のみを行っている状況です。

今後も民間事業者への委託による最終処分を安定的に継続する必要があります。

(5) 災害廃棄物処理の課題

大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するため平成31年3月に「北本市災害廃棄物処理計画」を作成しました。発災時は被害状況に応じてより具体的な「北本市災害廃棄物処理実行計画」を作成します。

【通常時の取組】

- 災害廃棄物処理図上演習などの職員研修を実施する。
- 必要に応じて災害廃棄物処理計画を改定する。
- 災害廃棄物仮置場の運営に必要な、防護服、防塵マスク、ヘルメット、安全靴等の資材の確保を行う。
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合でも通常の廃棄物処理が継続できるよう計画する
- 緊急時は災害廃棄物の処理を産業廃棄物処理事業者に委託することができるため、産業廃棄物処理施設の情報収集も行う。

【発災時の取組】

- 災害の種類や市内の被害情報を収集し、国、県、自衛隊、警察、消防と連携し災害廃棄物処理を行う。
- 通常の廃棄物処理業務も継続する（平時は土木建設業を行う会社などに廃棄物収集運搬業務を委託する、資源回収を中断し廃棄物処理を優先させる等を検討する）
- 災害廃棄物仮置場を設置、運営管理、環境モニタリングを行う。
- 避難所や下水道使用不能地域が生じた場合仮設トイレの設置及びその維持管理を行う。

(6) 感染症（新型コロナウイルス感染症等）流行時の廃棄物処理の課題

廃棄物処理は国民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められます。通常時から感染症対策の準備をし、緊急時にはごみの収集運搬に従事する事業者に対して十分な感染症対策を講じ、また感染症に係る家庭からのごみは迅速かつ適正に処理することが必要です。

【通常時の取組】

- 委託業者、許可業者及び一部事務組合において感染症が発生し、事業者や事業所単位で活動不能となった場合の対応策を講じる
- 防護服、防塵マスク、消毒液など廃棄物処理の継続のために必要不可欠な資材の確保を行う
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理について計画する

【緊急時の取組】

- 流行した感染症の情報を収集し、国及び県からの通知を踏まえて、廃棄物処理業務を継続する
- 職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で接触者を減らす取組みを行う（車両運転手と助手からなるボディの固定化、在宅勤務の推奨、提出書類の郵送推進、従業員を一堂に会した朝礼・会議の省略）
- 市民に対してはごみを排出する際に「ごみに直接接触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」「カラス等が好む生ごみと感染性のある他のごみは袋を分ける」などの周知を行う
- 公衆衛生を優先し、通常時は資源化しているごみ（布類、紙パック等）を焼却することを検討する

(7) その他の課題

① 経費の課題

ごみ処理にかかる市民一人当たりの経費は一人1日当たりごみ量とともに増加傾向にあります。今後も清掃事業における市民の正しい理解と協力を得るために、作業の効率化、委託業務の適正化、ごみ処理の広域化を推進し、経費の削減を図ることが必要です。

② 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の課題

在宅医療の普及に伴い、家庭から注射器、点滴バッグ等の廃棄物が生じる可能性があります。こうした在宅医療の結果生じる廃棄物のうち、包帯、おむつ、ガーゼ等の感染性がなく鋭利でない可燃性のごみは可燃ごみとして捨てるものとします。感染性のあるものや鋭利な在宅医療廃棄物は受診する医療機関等に引き取りを依頼するよう促します。

③ 家庭から排出される処理困難廃棄物の課題

生活スタイルの変化や新たな製品の普及により、今までのごみ処理体制では対応できないごみが生じる可能性があります。こうしたごみの中には適正処理されないことで生活環境の保全上問題になることや、中間処理施設に深刻な影響を与えるものがあると考えられます。そのため、処理困難廃棄物の情報を収集し、必要な適正処理体制を構築する必要があります。また、県、県内市町村及び埼玉県清掃行政研究会と連携及び情報交換します。

第2節 ごみ処理の基本方針と目標

1 基本理念及び基本方針

本計画では、第3次計画を引き継ぎ、「第2次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための4つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

基本方針1 4R（ごみの減量・資源化）の推進

ごみの減量と循環型社会の実現に向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみを元から減らす（リデュース）、ごみになるものは断る（リフューズ）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の4Rを推進します。

基本方針2 社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進

ごみを排出する市民、事業者の目線に立ち、今後の高齢社会や世帯数の増加など、社会情勢の変化に柔軟に対応したごみ処理サービスを構築します。

基本方針3 適正処理の推進

現在の処理体制における適正処理を継続するとともに、環境保全組合及び衛生組合と連携を図り、新たな広域処理体制を整備します。

また、市内及び近隣の民間処理業者を活用した、効率的なごみ処理の仕組みを構築します。

基本方針4 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に係る費用負担の軽減に努め、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

2 数値目標

(1) 数値目標の設定

本計画における減量目標として、以下の3つの指標を設定します。

表 3-13 本計画における数値目標

指標		目標値 (R7)
①	市民一人1日当たりのごみ排出量 ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています	中間目標 (R2) : 792 g (H25 比約 12 g 減) 最終目標 (R7) : 779 g (H25 比約 25 g 減) 中間目標 (R2) 時点の実績が 812 g で、最終目標 (R7) を達成するためには あと 33g (約 4%) の減量が必要です
②	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源除く) 発生抑制だけでなく、分別の取組みも評価する指標となっています	中間目標 (R2) : 490 g (H25 比約 20 g 減) 最終目標 (R7) : 470 g (H25 比約 40 g 減) 中間目標 (R2) 時点の実績が 547 g で、最終目標 (R7) を達成するためには あと 77g (約 16%) の減量が必要です
③	市内の事業系ごみ排出量 事業系ごみの減量化を評価する指標となっています	中間目標 (R2) : 3,664t (H25 比約 2.5%減) 最終目標 (R7) : 3,570t (H25 比約 5%減) 中間目標 (R2) 時点の実績が 2,923 t で 中間および最終目標を達成しています。

第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスの現状と課題

1 用語の定義及び策定の理由

「食品ロス」とは「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を指します。平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は「食品ロスの減少」を目標に掲げ、2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の食料の廃棄を半減させるという目標を掲げています。

日本においては「食品ロスの削減の推進に関する法律 (令和元年法律第 19 号)」が制定され、同法に基づき県は令和 3 年 3 月に「食品ロス削減推進計画」を策定しました。こうした状況を踏まえ、本市においても SDGs の理念に則り、食品ロスの削減を推進するため本計画を策定しました。

本計画においては「家庭ごみ」及び「事業系ごみ」中の「可燃ごみ」の一部を「食品廃棄物 (生ごみ)」と定義します。「食品廃棄物 (生ごみ)」には可食部ではないごみ (野菜の皮、動物の骨など) も含まれるため、その中でもさらに「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」の部分を「食品ロス」と位置付けます。

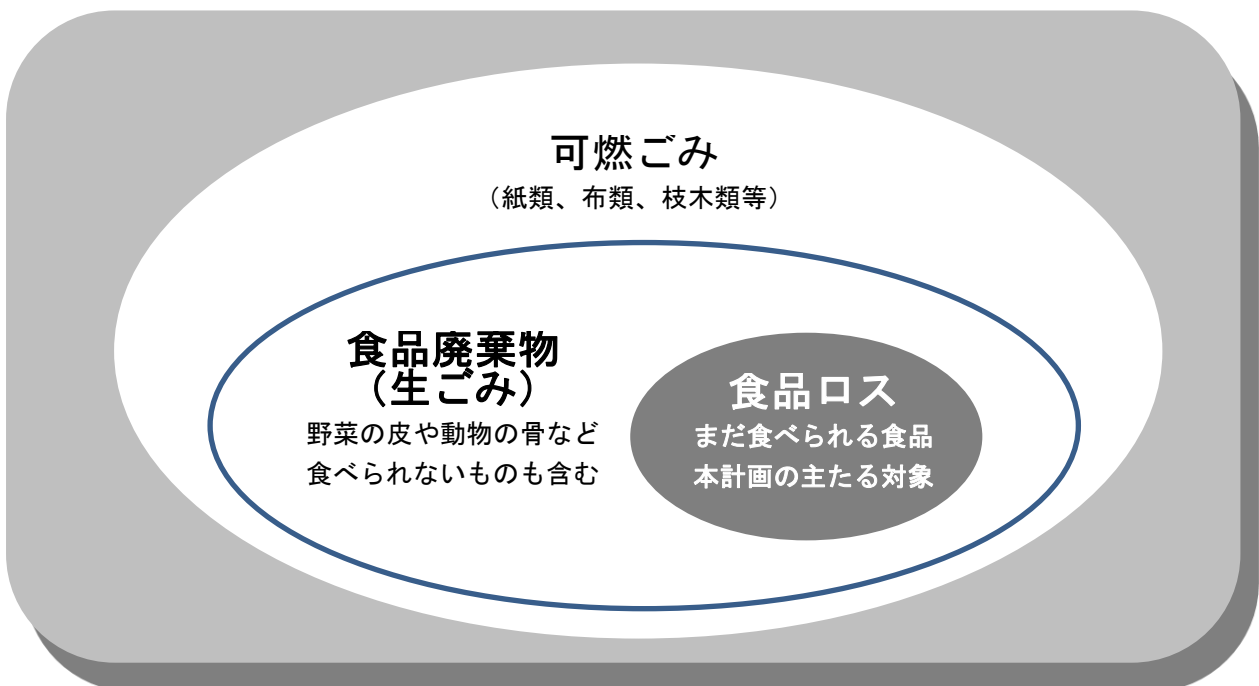


図 4-1 食品ロスの位置づけ

2 生ごみ処理量の推移および食品ロス量の推計

県では、令和元（2019）年 11 月に県内自治体と連携して「家庭の食品ロス排出実態調査」を実施し、家庭などから排出される可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査しました。これまでに調査を行った県内自治体の可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市が 3.7%、加須市が 4.8%、草加市が 7.3%、川越市が 8.3%、越谷市が 8.5%、熊谷市が 6.3%、飯能市では 4.4%がそれぞれ食品ロスとなっていることがわかり、平均では 6.18% となっています。

環境保全組合では、毎年可燃ごみの組成調査を実施しています。本市を含めた 2 市 1 町の平成 28 年から令和 2 年度までの可燃ごみの組成平均は、「紙・布類」が最も多く 53.5%、次いで「食品廃棄物（生ごみ）」が多く 15.4%、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革」が 13.3%、「木・竹・ワラ類」が 12.4%、「不燃物」2.2%となります。

県平均数値から本市の可燃ごみ中の約 800 トンが「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」つまり「食品ロス」と推計されます。この数字は可燃ごみ全体の約 6%にあたり、可燃ごみ中の「食品廃棄物（生ごみ）」の 34%から 49%にあたる数値です。

表 4-1 環境保全組合の可燃ごみ組成調査結果

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均値
紙・布類	61.1%	52.4%	46.1%	56.7%	51.0%	53.5%
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	11.1%	13.1%	18.6%	12.5%	11.2%	13.3%
木・竹・ワラ類	6.8%	10.4%	12.8%	14.4%	17.5%	12.4%
食品廃棄物（生ごみ）	13.5%	18.4%	18.2%	12.5%	14.3%	15.4%
不燃物	3.9%	2.6%	1.1%	2.2%	1.1%	2.2%
その他	3.5%	3.1%	3.3%	1.7%	4.9%	3.3%

注) 1. 出典：「埼玉中部環境センターの概要（平成 28 年度～令和 2 年度）」。なお、「厨芥類」表記を計画の文言に合わせて「食品廃棄物（生ごみ）」に改めた。乾ベースでの数字となる。

表 4-2 食品ロスの推計重量

単位（トン／年）					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
もやせるごみ（北本市分）	13,086	12,952	12,910	13,078	12,973
食品廃棄物の重量	1,768	2,382	2,344	1,640	1,851
うち食品ロスの推計重量	809	800	798	808	802

注) 1. 出典：食品廃棄物の重量は「埼玉中部環境センターの概要（平成 28 年度～令和 2 年度）」の組成調査結果（「厨芥類」表記の割合）から導いた。湿ベースでの数字となる。

注) 2. 食品ロスの推計重量は「埼玉県食品ロス削減推進計画（令和 2 年度）」調査による県平均数値 6.18%をもやせるごみの数量に乗じた。湿ベースでの数字となる。

第2節 食品ロス削減推進計画の基本方針と目標

1 基本理念及び基本方針

本計画では「第2次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための合言葉と3つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

【計画実現のための合言葉】

「もったいない！」が地球をすくう！

※この合言葉は北本市環境ポスター・標語コンクールの入賞作品から採用しました。

基本方針1 国民運動としての食品ロス削減への理解促進

食品ロスを含めた食品廃棄物は、子供から大人まですべての人が日常生活において継続的に発生させています。そのため、子供を含めた広く市民に食品ロスとその削減効果を啓発することで、国民運動としての食品ロス削減を後押しします。

基本方針2 食品廃棄物削減に向けた具体的行動を支援

食品ロスを含めた食品廃棄物削減を推進する団体、消費者、事業者等の具体的行動を支援します。そのため、市民に生ごみ処理機購入費補助金により食品廃棄物のたい肥化を推進するほか、飲食の際の「食べきり」を推奨します。事業者の食品廃棄物リサイクルの試みを促します。

基本方針3 未利用食品の活用法を検討

食品廃棄物のリサイクルとしては飼料化、肥料化等が可能ですが、食品ロスは未利用食品であり、その性状、種類によってはフードバンク・フードドライブ等での活用が可能です。そのため、市民がより気軽に未利用食品を提供できるよう市は情報発信します。

2 数値目標

埼玉県食品ロス削減推進計画では令和7年度の食品ロスの量を平成30年度実績から9.8%削減することを目標としています。

そのため、本市においても令和7年度までに食品ロスの量を平成30年度推計値の798トンから78トン(9.8%)削減し、720トンとすることを目標とします。そのために食品廃棄物の数量を平成30年度実績の2,344トンから469トン(20%)削減することを目標とします。

表 4-2 数値目標

	基準数値 (平成30年度)	目標数値 (令和7年度)
食品廃棄物	2,344 トン	1,875 トン (H30 比 <u>20%減</u>)
食品ロス	798 トン	720 トン (H30 比 <u>9.8%減</u>)

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）（再掲）

数値目標

一般廃棄物の数値目標（令和7年度時点）

- 県民1人1日あたりの家庭ごみ排出量を440g/人日に削減（H30年度比16%減）

埼玉県食品ロス削減推進計画（令和3年3月）（再掲）

数値目標

食品ロスの数値目標（令和7年度時点）

- 県全体の食品ロスを240千トンに削減（H30年度比9.8%減）

第3節 食品ロス削減推進計画の施策

1 食品ロス削減推進計画に関する施策

(1) 食品ロスについての理解促進

「食品ロス」を含めた食品廃棄物は、子供から大人まですべての人が日常生活において継続的に発生させています。「食品ロス」の削減は、廃棄物処理量・最終処分量の減量のみならず、温室効果ガス・水資源の使用量削減効果等の環境負荷低減効果も見込まれます。そのため、出前講座等を活用して子供を含めた広く市民に食品ロスとその削減効果を訴えることで、国民運動としての食品ロス削減運動を後押しします。

具体的には、市のホームページや広報を活用した食品ロス削減の周知・啓発、市内小中学校の児童・生徒に対する「食品ロス」を題材としたポスター・標語の作成等を通じた環境学習機会の提供を行います。

(2) 食品廃棄物（生ごみ）の削減に向けた具体的行動を支援

消費者、事業者等の食品廃棄物（生ごみ）削減に向けた具体的行動を支援することで「食品廃棄物（生ごみ）」中の「食品ロス」を削減します。

市は、食品リサイクル法に基づき、環境保全組合以外の民間施設に食品廃棄物のリサイクル（飼料・肥料等）しようとする食品関連事業者（食品製造業、食品小売業、外食産業）に対して、廃掃法に基づく必要な手続きを行います。

市民に対しては、生ごみ処理機購入費補助金やダンボールコンポストの普及啓発により食品廃棄物のたい肥化を推進します。また、飲食の際の「食べきり」を推奨します。

(3) 未利用食品の活用法を検討

食品廃棄物は飼料・肥料としてのリサイクルが可能ですが、食品ロスはその性状、種類によってはフードバンク・フードドライブ等での利活用も可能です。市はこれら未利用食品の利活用法の検討及び情報発信をします。

(4) 国・県の調査事業への協力

環境省及び県では、食品ロスの実態把握及び効果的な施策を検討するにあたり、各自治体で可燃ごみの組成調査などの調査を行っています。本市においては、これらの調査に積極的に協力し、必要に応じて市の施設、資器材、人員を提供します。また、それら調査事業で得た知見・情報を食品ロス削減推進に反映させます。

第5章 計画の推進

第1節 進行管理

本市では、本計画における減量目標の達成状況や取組に関し、PDCAサイクルに則り評価及び見直しを行い、本計画推進に向けた管理を実行します。平成28年度から令和2年度にかけて、計画達成に向けて本市が取り組んだ主な事業を公表します。

本計画改訂後は、毎年度評価や見直しを行い、おおむね令和7年度に本計画を再度見直します。

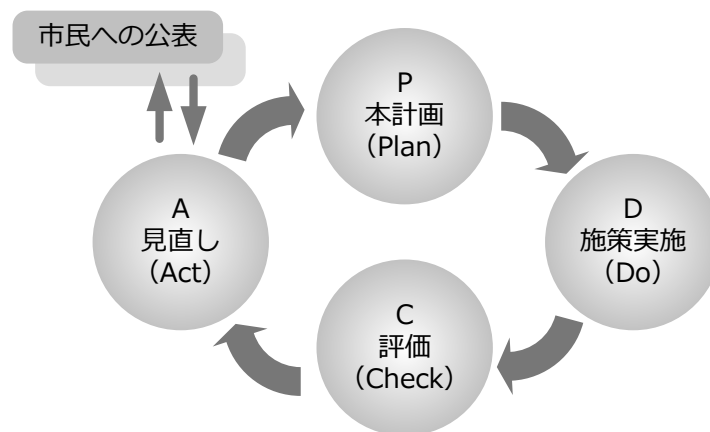


図 5-1 計画の推進体制（PDCAサイクル）

第2節 北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）での目標達成に向けた取組

基本方針1 4R（ごみの減量・資源化）の推進に関する取組

(1) 容器包装プラスチックの回収回数拡大事業（H29）

本市では、一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装類について、再資源化を図るため、分別し、月に2回から3回の回収を行っています。市民の利便性の向上および廃棄物とプラスチック製容器包装類の分別を促進する目的で、平成29年10月より、容器包装(資源)類の回収回数を拡大し、毎週回収を行いました。

(2) 生ごみ処理機購入費補助金・ダンボールコンポスト普及啓発事業

市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化・堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機器を購入する市民に対して補助金を交付しています。令和元年度からはより簡易なダンボールコンポストの普及啓発にも努めています。

(3) 環境教育・広報特集記事

市民講座「ごみのゆくえ」（中学生以上対象）を開講しています。

広報きたもとによる特集記事の作成を行いました。

- 『ごみの分別は大切だゾ！』（令和元年7月号）
- 『レジ袋の有料化が始まるゾ！』（令和2年7月号）
- 『美味しく減らす食品ロス』（令和3年10月号）。

(4) 効率的な使用済小型家電の収集

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020組織委員会）を活かして広報啓発の充実を図りました。回収された小型家電は実際に東京オリンピックのメダルになりました。（H29）

リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便を利用した小型家電の無料回収事業を開始しました。（H30）

(5) プラスチックごみ削減事業

「海洋プラスチックごみ」問題への対策として、市内のプラスチックごみを削減する試みを実施しています。

令和2年に全国一律でレジ袋の有料化が開始されることを契機に、ごみを排出する際に使用する「指定ごみ袋（もやせるごみ）」を「レジ袋」として利用できる「北本市指定レジ袋」を導入しました。全国でも珍しい試みとして新聞・テレビで紹介されました。

また、プラスチックごみの減量や再資源化に積極的に取り組んでいる事業所を「プラスチックごみ削減優良事業所」として認定し、市ホームページ等で紹介することで、プラスチックごみの減量を推進しています。

基本方針2 社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進に関する取組

(1) 高齢者等のごみ出し支援制度（R元）

高齢や身体障害などが理由で、家庭ごみ集積所にごみを排出することが困難な市民を対象に、原則週1回自宅からごみを回収する制度です。収集時にごみが出ていない場合など、異変を認めた際は声かけし、が緊急連絡先等に連絡するなどの安否確認も実施します。

(2) ごみカレンダー・家庭ごみ集積所看板の多言語化（R元）

本市においても日本語以外を母語とする住民は一定数おり、地域によっては、日本語の分からない外国人が主に使用する家庭ごみ集積所も存在します。そのため、ごみカレンダー及び家庭ごみ集積所看板を多言語化（ごみカレンダーは英語・中国語・韓国語・ベトナム語の4か国語版、家庭ごみ集積所看板は英語版）し、こうした外国人に対してごみ出しルールを周知することで、ごみ集積所の適切な管理を図ります。

(3) スマートフォン向けごみ分別アプリケーションの導入 (H30)

スマートフォンの普及促進に伴い、市民の利便性を高める目的で導入しました。家庭ごみカレンダーのペーパーレス化によるごみ量削減や、県内でも分別数の多い本市の(17分別)ごみ分別周知への効果が期待されます。

(4) 家庭ごみ分別マニュアルの全面改訂 (H30)

高齢化や外国人人口の増加に対応し、文章を少なく図版をより多く改訂しました。

(5) 北本市一般廃棄物収集運搬車搭載ドライブレコーダーの映像情報の提供 (H30)

市がごみの収集運搬を委託している民間事業者の収集運搬車はそのほとんどがドライブレコーダーを装備しています。このため、一般廃棄物収集運搬車を「走る防犯カメラ」とし、交通事故や犯罪捜査の用途でドライブレコーダーの映像を警察における捜査の目的で適宜提供することにより、市民生活の安全・安心な生活に寄与することができるよう収集運搬業者、市及び鴻巣警察署と「北本市一般廃棄物収集運搬車搭載ドライブレコーダーの映像情報の円滑な提供等に関する協定書」を締結しました。

(6) 北本市一般廃棄物(粗大ごみ)収集運搬車による犯罪抑止及び防犯・防災意識の啓発 (H30)

市が委託している一般廃棄物収集運搬車のうちスピーカーを装備した車を活用して、犯罪抑止及び防犯・防災意識の啓発等を行います。また、災害時等は情報提供を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で緊急事態宣言がなされた際は、外出自粛等の啓発に活用しました。

基本方針3 適正処理の推進に関する取組

(1) 事業系ごみ適正排出マニュアルの導入 (R2)

市内事業者に向けた事業系ごみの適正排出マニュアルを新たに作成しました。新規事業者や行政指導時に配布することで事業系ごみの適正排出を促します。

(2) ごみ散乱防止対策の推進ごみ出し違反シールの導入 (H30)

家庭ごみの収集に際してルール違反のごみに関しては収集せず残置していましたが、排出者の責任意識向上、違反行為の見える化、後出し行為の判別等のメリットがあることから、ごみ出し違反シールを導入しました。ごみ袋又はごみ自体に違反シールを貼付し、違反シール内のチェック項目で違反の内容を示します。

基本方針4 廃棄物処理の費用負担軽減に関する取組

(1) ごみ処理有料化

本市の事業所から排出され、環境保全組合に搬入されるごみに関して、一般廃棄物は、1 kg あたり 18 円、産業廃棄物は、1 kg あたり 20 円の手数料を排出者から徴収しています。また、家庭ごみは主に粗大ごみから 1 点最大 1500 円の手数料を徴収しています。

ごみ処理有料化の主な目的は、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機づけ）が排出抑制につながることで、排出量に応じた負担の公平化及び意識改革が見込まれるためです。今後も取組を継続しつつ、新たな有料化の導入又は手数料の見直しを必要に応じて実施します。

参 考 资 料

北本市廃棄物減量等推進審議会

1 委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	選出区分	
委 員	林 純央	知識経験者	有 識 者
委 員	関根 剛彦		
委 員	谷津 英治	関係団体の 代表者	北本市ごみ減量等推進市民会議
委 員	秋葉 清		北本市自治会連合会
委 員	中田 隆		北本市商工会
委 員	伊藤 正隆		北本リサイクル事業協同組合
委 員	成井 治久		埼玉中部環境保全組合
委 員	三橋 浩範	行政機関の職員	北本地区衛生組合

2 開催日程

回 数	日 程	主 な 議 題
第1回	書面開催	諮問（一般廃棄物処理基本計画改定）
第2回	書面開催	答申（同上）

北本市一般廃棄物処理基本計画
(第4次計画・改訂版)

発行 北本市

令和4(2022)年 6月

編集 北本市市民経済部環境課

住所 〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

電話 048-591-1111 (代表)